

さいたま市営繕工事における入札時積算数量書活用方式 Q & A

問１．「入札時積算数量書活用方式」の試行の目的は何か。

(答)

○大きく以下の３点があります。

- ①契約後に、発注者の積算数量に疑義があった場合の受発注者による協議が円滑に行える。
- ②協議等の結果、適正な数量に基づいた請負代金額となることで、契約の適正化に資するとともに、公共建築の品質確保にも繋がる。
- ③発注者の積算数量に関して、発注者が受注者からの協議に応じることを明確にすることで、入札参加者による入札時積算数量書の活用がより促進され、入札参加者の積算の一層の効率化に寄与する。

問２．「入札時積算数量書活用方式」は従来の数量公開制度と何が異なるのか。

(答)

- 従来の数量公開制度において公開してきた数量書はあくまでも「参考」であり、契約後の取扱いについて明確な位置づけがありませんでした。
- 本方式では、入札手続き時に発注者が示す数量書「入札時積算数量書」の契約後の取扱いを定めています。

問３．入札時積算数量書に記載されている数量は、いわゆる「契約数量」ということでよいか。

(答)

- 入札時積算数量書は入札説明書等の添付資料であって、設計図書ではないことから、入札時積算数量書にある数量自身の施工（履行）を求めるという意味でのいわゆる「契約数量」ではありません。このため、入札時積算数量書にある数量の施工確認・検査も行いません。

問４．本方式は、現場施工数量による精算変更をすることを目的としているのか。

(答)

- 本方式の目的は、当初入札手続き時に発注者が示した入札時積算数量書に疑義があった場合の契約後の協議について明確化し、協議等の円滑化を目的とするものです。
- このため、現場施工数量に基づいた精算変更（設計変更）を目的とするものではありません。

問５．入札時積算数量書の積算数量を活用しなかった場合には、入札が無効となるのか。

(答)

- 本方式は、入札時積算数量書の活用を義務づけるものではありませんので、入札参加者が入札時積算数量書の積算数量と異なる数量を用いて入札金額見積内訳書を作成し提出したとしても、その入札を無効とすることはありません。

問６．入札時に入札時積算数量書に記載された内容に対する質問が出た場合、どのように対応するのか。

(答)

- 契約後に協議する旨を回答します。入札時積算数量書の積算数量が訂正となる場合であっても、入札段階では修正は行わず、契約後に協議に応じ、必要であれば変更契約を行います。

問 7．本方式においては、請負代金内訳書の提出の際には別紙明細も提出する必要があるのか。

(答)

○本方式においても、請負代金内訳書の提出において、入札時積算数量書別紙明細に対応した内訳書の提出は義務としていませんので、受注者において適宜判断してください。

問 8．発注者の積算数量に疑義があった場合には、発注者は受注者からの全ての協議に応じて貰えるのか

(答)

○以下の場合を除き、入札時積算数量書の積算数量に疑義があった場合には協議に応じます。

- ・入札時積算数量書の数量の項目が一式表示となっている場合
- ・入札時積算数量書の疑義数量と受注者が契約後に提出した請負代金内訳書の当該数量が同一でない場合
- ・当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了している場合

問 9．入札時積算数量書において、本来あるべき項目がない場合にも、発注者に対して確認の請求ができるのか。

(答)

○数量基準に基づき本来項目としてあるべきものがない場合については、当該項目に関する確認の請求が可能です。なお、当該項目が一式表示となる項目である場合や既に当該疑義にかかる積算数量の部分の工事が完了している場合は除きます。

問 1 0. 「入札時積算数量書の積算数量」と「現場の施工数量」に乖離が大きい場合には、本方式を活用して協議及び請負金額の変更をして貰えるのか。

(答)

- 本方式において協議の対象としている入札時積算数量書の積算数量は、数量基準（公共建築数量積算基準及び公共建築設備数量積算基準）に基づき算出された数量であり、施工数量ではありません。
- このため、施工数量に対して本方式を活用した協議及び請負代金の変更を行うことはできません。
- なお、施工数量との乖離ではなく、数量基準に基づき算出した数量として乖離が大きい（疑義がある）場合には協議が可能となります。

問 1 1. 受注者独自の数量算出方法によると、入札時積算数量書の積算数量と差があるので、本方式を活用して協議及び請負金額の変更をして貰えるのか。

(答)

- 本方式は発注者が適用している数量基準に基づくものであるため、受注者独自の数量算出方法に基づいた数量に対して協議及び請負代金額の変更をすることはできません。

問 1 2. 入札時積算数量書の積算数量と請負代金内訳書の数量が全て一致しないと協議に応じないのか。

(答)

- 本方式は、契約後、入札時積算数量書における積算数量に疑義が生じた場合、疑義部分の数量が受発注者とも一致している部分について協議を行うことができるとするものです。
- つまり、全ての数量が一致している必要はなく、当該疑義数量に関して数量が一致していれば、協議が可能です。

問 1 3．入札時積算数量書の細目別内訳において、一式とされた項目（つまり入札時積算数量書別紙明細）は本方式の協議の対象外となっているが、当該項目（入札時積算数量書別紙明細）に疑義があった場合にも全く協議に応じて貰えないのか。

（答）

○本方式の対象は入札時積算数量書であるため、入札時積算数量書別紙明細は対象となりません。

問 1 4．入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合の協議において、どのような資料を提示する必要があるか。

（答）

○当該数量に対して疑義を生じるに至った根拠を提出して頂く必要があります。

○なお、具体的な資料については、疑義の対象となる項目において異なるため、予め監督員に相談してください。

問 1 5．設計図書の変更があった場合の変更協議に関して、当初入札時に発注者の積算数量を活用していないと協議を行うことができないのか。

（答）

○本方式は、当初入札手続き時に発注者が示した積算数量に関し疑義が生じた場合の対応を規定したものであり、契約後の設計図書の変更に伴う協議を何ら拘束するものではありません。

○このため、入札時積算数量書と受注者が提出した請負代金内訳書の数量の一致・不一致とは全く関係なく協議可能です。

問 1 6．本方式においては、入札参加者は入札に際して、自ら数量の積算を行う必要がないということでしょうか。

(答)

- 本方式は、入札に際して、入札参加者自らが数量積算されているか否かを拘束するものではありません。
- 入札参加者は自ら適切に積算を行う必要があると考えています。その上で、自らの程度数量積算を行うかについては入札参加者において適切に判断してください。

問 1 7．入札時積算数量書は契約書に綴じこむのか。

(答)

- 入札時積算数量書は設計図書ではないので、契約書へ綴じこみません。

問 1 8．入札金額見積内訳書は従来の科目別内訳程度で良いのか。

(答)

- 発注者が指定した項目についてご記入ください。
- 当該数量が同一であることの確認は、契約後に提出される請負代金内訳書で行います。

問 1 9．「入札時積算数量書活用方式に係る協議のフロー」に基づき協議を行う際、様式は定められているのか。

(答)

- 様式は定めていません。入札時積算数量書確認結果についての承諾及び受領は工事現場連絡票を用いることを想定しています。